

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

【提出先】 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号 宇都宮市役所 理財部 市民税課

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度					
(宛先) 宇都宮市長 令和 7 年 8 月 3 1 日提出			給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)		所 在 地		〒 320-8540 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1-5								特別徴収義務者 指 定 番 号		23456									
					フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ								宛 名 番 号		1									
					氏名又は名称		株式会社 ○×商事								担 連		所 属		人事課人事労務係							
					個人番号 又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		当 絡		氏 名		特 徴 花子											
												者 先		電 話		000-000-0000 内線(123)										
給 与 所 得 者	フリガナ		スズキ イチロウ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名		鈴木 一郎																							
	生年月日		昭和・平成 50 年 1 月 1 日																							
	個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																							
	受給者番号		123456																							
1 月 1 日 現在の 異動		栃木県宇都宮市太田 1								140,000 円		35,600 円		104,400 円		31 日		新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)と その月割額を記載します。								
転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないください。(新勤務先で記入)																										

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 <u>11,600</u> 円を						
	特別徴収義務者 指 定 番 号		<u>34567</u>		<u>新規</u>	法人番号		<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>9</u>	月分(翌月10日納入期限分)から			
	所 在 地		<u>〒320-0027</u> <u>栃木県宇都宮市埴田1-1-20</u>				担当 者連 絡先	所属	<u>庶務課社員係</u>							徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	フリガナ		<u>マルバツフドウサンカブシキガイシャ</u>					氏名	<u>特 徴 進</u>												
氏名又は名称		<u>○×不動産 株式会社</u>				電話		<u>111-111-111</u> 内線 ()													
																	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<u>1</u>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

理由	右から番号を記入	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 右から番号を記入 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
			月 日	円	

理 由	3. 普通徴収の場合		※市区町村記入欄
	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 ㊦320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 理財部 市民税課

御注意

4	3	2	1
「取方法」欄の 一月一日から	給与の支払 宛名番号	「宛名番号」欄の 宛名番号	「宛名番号」欄の 宛名番号
前勤務先で記入			
退職した者に未徴収税額がある場合は、 「取方法」欄の「取方法」に「退職した者に未徴収税額がある」と記入してください。			
新勤務先で記入			
台には、「異動後の未徴収税額の徴収を記載してください。」と記載されています。			

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収することが義務づけられています」。

8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分で一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額)	140,000円(6 月から翌年 5 月分)
(イ)徴収済額	35,600円(6 月から 8 月分)
(ウ)未徴収税額	<u>104,400円</u> (9 月から翌年 5 月分)

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

左記の一括徴収した税額は、

9	月分(翌月10日納入期限分)
---	----------------

で納入します。

一括徴収した税額を納入する月を記入。
※ 1月1日から4月30日に退職した場合は、原則として一括徴収が義務付けられています。

【提出先】 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 理財部 市民税課

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

[illegible]

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		月分(翌月10日納入期限分)から
	所 在 地	〒	し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ		
	氏名又は名称		

9月以降の給与支払額が少額となり、給与から税額が引ききれなくなった給与所得者の徴収方法を、9月から普通徴収に変更する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

者番号	
の要否 (合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

理 由	2. 一括徴収の場合	普通徴収税額		左記の一括徴収した税額は、
	 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日 円	月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

理 由	3. 普通徴収の場合	※市区町村記入欄
	2 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 8年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 理財部 市民税課

御注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。